主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法二一条違反をいう点は、所論「選挙対策委員ご委嘱について」と題する書面が、公職選挙法一四二条にいう「選挙運動のために使用する文書」にあたるとした原審の判断が相当であるから、前提を欠き、憲法一一条、一三条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四三年一〇月二九日

最高裁判所第三小法廷

郎	三	村	下	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
太隹	正	本	松	裁判官
美	義	村	飯	裁判官